

生徒守則

本守則は、本校生徒として、学校生活を送る上で守らなくてはならない日常の規律を示すものであり、これを正しく理解し実行することより将来教養ある社会人として行動していくための素地を養うものである。

1. 服装

(1) 登下校の際は制服を着用し、運動靴または革靴であること。(ハイヒール・サンダル・下駄等は禁ずる。)帰宅後の外出時においては、本校生徒として品位を保持するに足る端正・清楚なものがのぞましい。

(2) やむを得ず異装しなければならない場合は、担任を通して、異装届けを提出すること。

(3) ペンダント・ネックレス・ブローチ・指輪・ピアス等の装身具を着用してはいけない。

(4) 夏期服装期間は原則として6月15日より9月15日である。

(5) 襟章は正しい箇所につけること。

(6) 上靴は本校指定のものに限る。(体育時も同様とする。)

(7) 校内におけるトレーニングウェア及びカーディガン等の着用は禁ずる。(放課後、体育の時間は除く。)

(8) 制服の様式は次の通り。

男子・・・本校指定の制服とする。(注：制服を變形服につくりかえてはならない。つくりかえた場合は、ただちに本校指定の制服を購入すること。)夏期略装については、本校指定の白Yシャツ(半袖、長袖)とし、ズボンの中に裾を入れて着用する。

女子・・・①制服は本校指定のもので、夏期は白地、襟、袖、ネクタイは紺、ジャバラ、胸あて付き。冬期は紺地、白線二本、紺ネクタイ胸あて付きのセーラー服を着用し、胸章は正しい箇所につけること。またスカート丈は、ひざの中央とする。

②靴下の着用については、夏期・冬期の区別はしないが着用する場合は、ストッキングは黒・肌色、ソックス及びハイソックスは白・黒・紺・グレーの無地とする。

2. 礼儀作法

(1) 生徒は、本校来賓、職員に対し礼節を持って接すること。

(2) 生徒間にあっては、相互に敬愛、親睦の念を忘れぬよう行動すること。

(3) 校舎内では、特に静粛を保つこと。

(4) 生徒は、常に函工生としての誇りと品位を保つこと。

3. 校舎内での心得

(1) 始業5分前には、授業の準備を整えておくこと

(2) みだりに指定された以外の教室、公務補室、その他の部屋に入ってはいけない。

- (3) 食事は、原則として各ホームルームにおいて、所定の時間にとる。
- (4) 校具の使用は、保管担当職員の許可を得て行う。
- (5) 許可なくして金銭、物品を集めたり、集会をひらいたりしてはいけない。
- (6) 掲示物、刊行物は、学校の許可を得ること。
- (7) 学習活動に不必要な物品は、持参してはならない。
- (8) 物品を紛失、拾得したときは、ただちに、担任及び担当教員に届け出ること。
- (9) 放課後及び休日の校舎使用は、学校の許可を必要とする。

4. 生活一般

- (1) 常に、本校生徒としての誇りをもって行動すること。
- (2) 帰宅時間は午後10時までとする。
- (3) 髪は、常に端正、清潔であること。リーゼント、パーマメント、染色・脱色は禁止とする。なお、生徒としてふさわしくない一切の不自然な理髪をしないこと。
- (4) 化粧はしないこと。
- (5) 飲酒、喫煙、賭け事等の行為あるいは、その疑いを受けるような行為は厳禁とする。
- (6) 麻雀ホール、パチンコ店とディスコ等に類する遊技場、競馬場、競輪場及び酒類を提供する飲食店への出入りは厳禁する。
- (7) 身分証明書・生徒手帳は、常に携帯すること。
- (8) 住民票の異動があった場合は、届け出ること。
- (9) 交通規則を遵守し交通安全に務める。
- (10) 校外の諸団体への加入、学校以外が主催する諸行事への参加、旅行、キャンプ、アルバイトについては、学校へ届け出ることとし、その際、内容の変更を求める場合もありうるものとする。
- (11) アルバイトについて
 - ①アルバイト（新聞配達を除く）は、学業その他に支障のない限り、長期の休業期間を原則とする。
 - ②次の場合は①の範囲内であっても受理・承認しない。
 - ア) 危険を伴うと判断された場合
 - イ) 成績不振ならびに指導上問題ありと思われた場合
 - ウ) 生徒守則で出入りを禁止されている場合
 - エ) その他、高校生のアルバイトとして不適当であると判断された場合
- (12) 健康や生活の向上に心がける。
- (13) 下宿等する場合は、学校へ届け出ること。下宿等で決められた規則は厳守すること。

5. 運転免許取得に関する規定

- (1) 自動車学校への通学は、3年生の10月以降とし、免許取得は卒業式以降とする。

- (2) 通学の申込みは、許可願及び保護者の同意書を担任に提出し、学校の許可を得ること。
- (3) 自動二輪及び原付については、在学中の免許取得は禁止する。

6. 欠席、欠課、遅刻、早退

- (1) 欠席をするときには、事前に保護者から担任に連絡する。ただし、病気欠席1週間以上に及ぶ場合は、医師の診断書を添付すること。
 - (2) 欠課、遅刻した者は、入室許可証を教科担任に見せ、次の休み時間に担任に提出すること。
 - (3) 早退する者は、担任の許可を得ること。
- ※(2)(3)については、生徒手帳を使用すること。

7. 通学の心得

- (1) 歩行のマナーについて
 - ① 登下校時には、交通規定を遵守し、良識ある行動をとること。
 - ② 夜間や、雨の日は十分に注意すること。
- (2) バス・電車・列車通学マナーについて
 - ① バス・電車・列車の下車時の横断には、特に気をつけること。
 - ② バス・電車・列車に乗車したときは、できるふあけ中に入り、乗車口付近では立たないこと。
 - ③ 交通機関の利用にあたっては、常識的なマナーを守るよう心がけること。
- (3) 自転車通学について
 - ① 自転車津学届けを提出し、学校の許可を得ること。
 - ② 原則として、自転車保険に加入すること。
 - ③ 原則として、自転車防犯登録を行うこと。
 - ④ 指定の自転車置き場に、施錠し整然と駐輪すること。
 - ⑤ 自転車は常に整備点検し、改造したり、不必要な部品を付けたりしないこと。
 - ⑥ 交通規則を遵守し安全走行に努めること。
 - ⑦ 通学期間は、原則として4月10日から11月30日までとする。

8. 自動販売機の利用心得

- (1) 飲む場所は、教室・1階ホール・販売機前とする。廊下・体育館・実習棟では飲むことのないようにすること。
- (2) 稼働時間は全日だが、休み時間と授業時間のけじめはきちんとつけること。
- (3) 空き缶は、所定の回収箱へ。決して飲み残したまま捨てないようにすること。
- (4) クラス内の空き缶処理は、たまったんあらば随時日直が、放課後は掃除当番が責任をもって回収場所へ処理すること。

※前頁の心得が守れない場合は、自動販売機の使用禁止になります。

9. その他

(1) 忌引き欠席の範囲

父母	7日
祖父母、兄弟姉妹	3日
叔・伯父母	1日
その他同居の親族	1日
法要（2親等まで）	1日

(2) 届出を要するものには次のようなものがある。

- ①欠席届 ②欠課届 ③遅刻届 ④早退届 ⑤外出届 ⑥異装届 ⑦住所変更届
- ⑧改姓改名届 ⑨保証人、保護者変更届け

(令和4年4月確認)